

千葉県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の3第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成31年2月5日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	中	島	賢	治
同	山	本	直	史

30千総業第297号  
平成31年 1月31日

千葉市監査委員 清水 謙司 様  
同 宮原 清貴 様  
同 中島 賢治 様  
同 山本 直史 様

千葉市長 熊 谷 俊 人

**包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）**

平成27年度及び平成28年度の包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

## 平成27年度包括外部監査

### 監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

（ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業）

### に係る事務の執行について

## 第3 外部監査の結果

### II 廃棄物対策に係る監査結果について

#### II - 3. 埋立処分業務について

#### 1. 最終処分場長期責任型運営維持管理事業に係る運営モニタリングについて

##### （3）結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 最終処分場長期責任型運営維持管理事業に係る市のモニタリングについて</p> <p>【廃棄物埋立管理事務所】（報告書 P164）</p> <p>廃棄物埋立管理事務所では、最終処分場長期責任型運営維持管理事業に対するモニタリングを、平成25年度及び平成26年度においてはモニタリング支援事業者の支援を受けて、また、平成27年度からは当該事業者の支援を受けずに単独で実施している。</p> <p>そもそも、平成25年度及び平成26年度に実施された運営モニタリング業務委託においては、次の項目がモニタリング支援事業者により支援の対象とされていた。</p> <p>ア. S P C（特別目的会社として、長期責任型運営事業者をいう。以下、同様である。）の業務履行状況の監視（モニタリング）支援</p> <p>（ア）S P Cが提出する月次の維持管理報告書の確認</p> <p>（イ）事業実施計画書、維持管理報告書等の提出時期の確認</p> <p>（ウ）市が実施する月次の定期モニタリングについて、定例会議への出席</p> <p>（エ）現場モニタリングの実施</p> <p>（オ）S P Cが実施するセルフモニタリング方法及び内容の精査・協議</p> <p>イ. トラブル等への対応支援</p> <p>（ア）S P Cが提示する原因究明策に対する技術的な確認</p> <p>（イ）事業契約の解釈の確認と論点の整理</p> <p>（ウ）S P Cが提示する対応方法及び再発防止策に対する技術的な確認</p>	<p>【結果①について】</p> <p>毎月1回、廃棄物埋立管理事務所が最終処分場及び各汚水処理施設において実施する現場モニタリングについては、事業者が毎月提出する維持管理報告書に記載されている特定の項目（水質分析値、処理水量、修繕及び保全状況、安全作業など）をサンプル的に抽出して現場検査を実施することにより、維持管理報告書の内容が最終処分場及び各汚水処理施設の現在の状況を適切に反映しているものであることを現場において確認することとした。また、現場モニタリングの結果を記録することとし、問題があれば、現場及び総括責任者に対応を指示し、その結果を次の月次報告会に報告させることとした。これらにより、月次の維持管理報告書、月次の報告会及び現場モニタリングが有機的に連携する体制を構築した。</p> <p>【結果②について】</p> <p>廃棄物埋立管理事務所による事業実施計画書及び維持管理報告書に対する確認作業において、事業者へ修正事項等を指示した場合は、その内容を記録に残し、その後の計画や報告において改善することとした。</p> <p>【結果③について】</p> <p>上記のとおり現場モニタリングを改善することにより、月に1回の実施で、事業者の業務実施状況を適切に確認できるようにし、適正に事業者を誘導できるようにした。また、事業者に、毎日、維持管理日報を提出させ、廃棄物埋立管理事務所を確認することにより、事業者の業務実施状況を</p>

<p>(エ) 費用負担の考え方の整理</p> <p>ウ. 委託費の見直し支援</p> <p>(ア) 委託費の見直しに係るインデックスに関する情報収集</p> <p>(イ) 委託費算定プログラムの更新</p> <p>(ウ) 委託費の見直しのための覚書フォーマットの作成</p> <p>エ. 財務状況の把握支援</p> <p>(ア) 監査報告書の内容に関する確認</p> <p>(イ) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に基づく財政健全化の確認</p> <p>このように列挙された項目において、平成 27 年度現在、改善を要すると考えられる点は次のとおりである。</p> <p>i 月次報告書と現場モニタリングとの有機的連携について</p> <p>「ア. S P C の業務履行状況の監視（モニタリング）」のうち、「(ア) S P C が提出する月次の維持管理報告書の確認」行為としては、実績月の月末に長期責任型運営事業者から月次報告書が提出されると、廃棄物埋立管理事務所職員 3 人が報告会（翌月初め開催）に出席し、5 つの水処理施設の管理状況の報告を受けて書類調査を実施している。その際、次の主要な項目を中心に検査し、検査報告書を作成している。なお、当該報告会では、最終処分場の埋立状況（廃棄物ごとの埋立量、埋立場所及び覆土の状況等）についても報告を受けている。</p> <p>(i) 処理水の水質分析値〔視点〕⇒法令及び自主管理値の遵守</p> <p>(ii) 観測井の水質分析値〔視点〕⇒法令の遵守及び処理場からの影響の有無の確認</p> <p>(iii) 月間処理水量〔視点〕⇒適正な運転管理</p> <p>(iv) 施設修繕実施状況〔視点〕⇒適正な修繕が実施されているかの確認</p> <p>これらの検査項目は、「ア. (エ) 現場モニタリングの実施」項目と同一であるが、月次の維持管理報告書の確認が現場モニタリングの実施と有機的に連携しているという認識を持つべきものと考えられるが、その認識が全く欠けている。</p> <p>ii 維持管理報告書等に対する修正指示の記録に</p>	<p>適時に確認できるようにした。さらに、事業年度最終の検査業務については、月次報告会で対応を指示した問題点などの状況確認することにより、現場モニタリングとの有機的連携を図ることとした。</p> <p>【結果④について】</p> <p>事業者から財務諸表及び監査報告書の提出を受け、内容を確認した後、専門用語が多い事項や当初計画と実績との乖離がある事項については、廃棄物埋立管理事務所が事業者に対してヒアリングを実施し、当該ヒアリングを踏まえた上で、財務状況や当初計画との乖離の適正性についての評価結果を決裁文書の形で残すこととした。</p>
--	---

ついて

また、事業実施計画書（翌年度のものを6月末まで受領）及び維持管理報告書（毎月末受領）に対する確認において、修正すべき点について指示を行うが、その内容について記録を残すことはないということである。廃棄物埋立管理事務所としてのモニタリングの一環であるため、本来は事業者への修正事項等の指示内容については極力記録を残す必要がある。

### iii 現場モニタリングの体制について

現場モニタリングは次のような体制で実施しているということであった。すなわち、所長が、最終処分場及び污水处理施設の維持管理の総括を行い、職員Aが、新内陸最終処分場及び蘇我污水处理施設を担当し、職員Bが、東部污水处理場、更科污水处理場及び塵芥污水处理場を担当しており、新内陸最終処分場については月2回程度、その他の污水处理施設については月1回程度の現場モニタリングである。所長は原則現場には同行しない。現場で検査する目的は、月次報告会では月報に基づき報告を受けているが、毎日の記録がわからないため、現場に行った際に日報を確認するということである。

一方、平成27年度からの市による現場モニタリングに係る検証業務内容として、平成25年度及び平成26年度において市が実施した運営モニタリング業務委託の成果物に次のとおり示されている。

- (i) 「処理水量変動への対応」
- (ii) 「処理水量の目安との比較確認」
- (iii) 「水質の目安との比較確認」
- (iv) 「電気使用量の目安との比較確認」
- (v) 「薬品使用量の目安との比較確認」
- (vi) 「定期修繕計画の内容を確認する」

（「業務委託報告書」（平成27年3月：千葉市／モニタリング支援事業者）の「第2章第3節 今後のモニタリングの目安」に記載されている項目より）

これらの測定値は、平成27年度からは長期責任型運営事業者が日々機器により、または目視によって確認し、月次報告書に記載され、廃棄物埋立管理事務所に提出されている。このような業務の

流れは、長期責任型運営事業者による運営維持管理業務の一つとして業務委託の内容に含まれているが、事業者によるセルフモニタリングの内容の一つである。これに対して、廃棄物埋立管理事務所は、月次の報告会において検討を行っている。上記 i で示したように、この検証作業は、月に一度の書面による調査であり、セルフモニタリングのレビューである。この調査及びレビュー以外には、実際に、現場においてサンプル的に上記の 5 項目のデータをタイムリーに確認し、検証していない。具体的には、現場において日報を確認する際に、月次報告の内容との相違の有無を確認するが、基準となる数量的な指標はないとしている。また、その結果として問題の有無にかかわらず、日報等として記録に残す作業は行っていない。

#### iv 財務状況の評価等について

「エ. 財務状況の把握支援」のうち、「(イ) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書に基づく財政健全化の確認」について、平成 27 年度においては、次のとおり確認したということであった。

- (i) 監査報告による事業状況⇒適正に表示している。
- (ii) 提案事業費と実際との整合性⇒著しい乖離はない。
- (iii) 提案資金状況と実際の資金状況との整合性⇒提案を大きく上回る資金が留保されている。
- (iv) リザーブ資金の積立状況等⇒開始 3 年後時点での提案のため評価しない。
- (v) 株主資本の推移⇒維持されている。
- (vi) 株主配当の留保状況⇒提案書のとおり配当を行っていない。

この場合、提案資金状況以上に実際資金が確認されていることに対して、追加された委託業務の存在をもって問題がないものと判断しており、増加した資金の規模について適正な評価がなされていないものと考えられる。また、このような財務状況の把握業務の結果を適切に記録として残していない。

#### 【結果①】

月次の報告会における書面や口頭での検証作業と現場モニタリングの実施の意味は、月次の維持管理報告書の内容が廃棄物埋立処分場の現在の状況を適切に反映しているものであることを現場においてサンプル的に検証することで長期責任型運営事業者の業務実施状況の評価を効率的、効果的に実施することができることにあると考えられる。その意義を再度確認し、それらの検証業務が補い合って有機的に連携するモニタリング体制を構築されたい。

**【結果②】**

廃棄物埋立管理事務所としてのモニタリングの一環として実施している事業実施計画書及び維持管理報告書に対する確認作業において、事業者へ修正事項等を指示した場合はその内容を記録に残すルールを構築されたい。

**【結果③】**

現場モニタリングで実施すべき確認項目の検証を明確に認識し、現在実施している月1~2回の現場モニタリングによって、本来の現場モニタリングが十分に実施可能であるかどうか、長期責任型運営事業者の業務実施状況を適時適切に確認し、適正に誘導することができるものであるかどうか、月次報告会や事業年度最終の検査業務との有機的な連携が可能であるかどうか等について、早急に検討され実施されたい。

**【結果④】**

財務状況の把握・評価の過程で、事業者ヒヤリングを行い、適切な財務状況であるかどうかの結果について、適正に記録を残されたい。特に、当初予定と相違する重要な財務実績については、計画と実績との比較の結果を適正に評価し、当初の選定時点での評価結果との乖離はないか等にも検討を行われたい。

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）

4. 外部委託に係る契約事務の適正確保への取り組みについて

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置								
<p>(2) 契約書に記載された報告書類の入手漏れについて【課税管理課、市税事務所資産税課、納税管理課】（報告書 P75）</p> <p>以下の委託契約において、契約書内の「個人情報取扱特記事項 第3 2」に定める個人情報管理責任者及び研修等の実施計画の報告が書面で行われていない。市では個人情報を取扱う業務委託に際しては、様式（第3 関係）「個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書」により、個人情報管理責任者の職名及び氏名、契約に係る個人情報の取扱い等に関する研修等の実施計画の報告を求めている。一方で、以下の委託契約において、当該報告書が入手されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="156 1003 794 1688"> <thead> <tr> <th data-bbox="156 1003 475 1055">委託業務（所管課）</th> <th data-bbox="475 1003 794 1055">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="156 1055 475 1279">更正連絡票データパンチ業務委託（課税管理課）</td> <td data-bbox="475 1055 794 1279">課税管理課所管の契約において、その他複数業務で実施計画等に係る報告書が未入手であった</td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1279 475 1458">千葉県公図異動処理及び課税資料整備業務委託（西部市税事務所資産税課）</td> <td data-bbox="475 1279 794 1458"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="156 1458 475 1688">平成28年度督促状作成業務委託（納税管理課）</td> <td data-bbox="475 1458 794 1688">納税管理課所管の契約において、その他複数業務で実施計画等に係る報告書が未入手であった。</td> </tr> </tbody> </table>	委託業務（所管課）	備考	更正連絡票データパンチ業務委託（課税管理課）	課税管理課所管の契約において、その他複数業務で実施計画等に係る報告書が未入手であった	千葉県公図異動処理及び課税資料整備業務委託（西部市税事務所資産税課）		平成28年度督促状作成業務委託（納税管理課）	納税管理課所管の契約において、その他複数業務で実施計画等に係る報告書が未入手であった。	<p>平成30年1月に、税務部長が、部内の各所属長あてに、「適正な契約事務の執行について」と題した通知を発し、契約事務に関する留意点を周知することにより、契約の必要書類の入手漏れ防止と契約事務の適正性確保を図った。</p>
委託業務（所管課）	備考								
更正連絡票データパンチ業務委託（課税管理課）	課税管理課所管の契約において、その他複数業務で実施計画等に係る報告書が未入手であった								
千葉県公図異動処理及び課税資料整備業務委託（西部市税事務所資産税課）									
平成28年度督促状作成業務委託（納税管理課）	納税管理課所管の契約において、その他複数業務で実施計画等に係る報告書が未入手であった。								
<p>入手漏れの原因は、平成28年度契約分から使用される契約書記載事項のうち、「個人情報取扱特記事項」の変更点が十分に認識されていなかったことが考えられる。</p> <p>【指摘】</p> <p>契約事務を取扱う各所管課で、各年度で使用さ</p>									

れる契約書様式の内容を事前に十分確認し、必要書類の入手漏れを防止されたい。また、税務部内でも当該年度の契約事務に係る留意事項等をアナウンスするなどし、市税事務全体における契約事務の適正性を確保されたい。

## 平成29年度包括外部監査

### 監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

#### 第4 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（総論）

##### 4. 外部委託に係る契約事務の適正確保への取り組みについて

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p data-bbox="172 383 794 461">(5) 委託料の均等額払いについて【納税管理課】 (報告書 P77)</p> <p data-bbox="156 517 794 999">「確定延滞金納付催告書作成等業務委託契約」では、委託事業者が月毎に、納税管理課から引渡される納付催告書の印字データに基づき、各月の納期限までに印刷物を納品する仕様とされている。当該業務は年間を通して毎月発生するものであるが、年度初めで担当者が大幅に入れ替わる4月、一斉催告が計画される7月及び11月については、各市税事務所での事務負担を考慮し発送対象月より除外されている。一方、この業務委託契約では、契約総額の1/12を月額委託料として設定し、毎月同額を支払う内容となっている。</p> <p data-bbox="156 1010 794 1447">この委託事務では、指定検査員が毎月、所定の様式に各月に係る検査印を押印し、支出が行われている。仕様書上のデータ引渡し、納品及び発送予定月（4、7、11月を除いた9か月）と月額委託料支払（毎月均等）の関連について納税管理課へ質問したところ、4月、7月及び11月分のデータ引渡しは各月の翌月としていることから、5月、8月及び12月に当月分も含め2か月分が納品され、検査及び発送を行っているとの回答を得ている。</p> <p data-bbox="156 1458 794 1939">当該契約は、年度を通じて各月分の確定延滞金納付催告書を納付する内容であることから、各月の納品物の納品量及び検査実績に応じて委託料を支払うのであれば問題ない。しかしながら、当該契約では、月額委託料の支払が納品スケジュールと整合しておらず、結果として納品及び検収前に委託料の支払が行われている。さらに、印字すべきデータ引渡件数は、各月同じではないため納品数も異なるのに対し、委託料は毎月同額であることから、支払時に検収は行われているものの、納品量に見合った委託料が支払われていない。</p> <p data-bbox="188 1951 794 1984">同じ納税管理課で所管する「平成28年度 1号</p>	<p data-bbox="823 539 1439 775">市税に係る事務においては、納品物の特徴から年度内の複数月に納品物が納品され、検査後に委託料を支払う形態をとる全ての契約について、平成29年度より、仕様で定める納品時期や納品量を考慮した上で、検収及び委託料支払の時期を定め、納品量に応じた支払いを行っている。</p>

催告書の印刷、印字、圧着加工業務委託」については、同様の印字・印刷を伴う委託業務であるが、データ引渡量と納品月に応じた月額委託料が設定されている。

なお、平成 29 年度の「確定延滞金納付催告書作成等業務委託契約」では、平成 28 年度契約における契約価格の見積りや支払方法の問題が識別され、各月の納品量を見積もった上で納品物の単価も考慮した契約に変更されており、納品量に応じた委託料が設定されている。

**【指摘】**

市税事務においては、納品物の特徴から年度内の複数月に納品物が納品され、検査後に委託料を支払う契約形態が複数存在する。委託料の支払は、納品実績に応じてなされるべきものであり、委託契約を締結するに当たっては、納品時期、納品数量を踏まえて適切に支払時期及び支払額を定めなければならない。上記委託契約については、平成 29 年度契約分より各月の納品量に応じた支払いとする契約に変更されているが、当該契約は平成 27 年度においても同様の問題が生じていた。今後、委託契約を締結するに当たっては、同様の契約において漏れなく、仕様で定める納品時期や納品量を考慮した上で、検収及び委託料支払の時期を適切に定められたい。

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

1. 個人市民税

(8) 監査の結果及び意見（指摘、意見）【課税管理課、市税事務所市民税課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②ふるさと納税申告特例通知書に係る事務について【課税管理課、市税事務所市民税課】（報告書P106）</p> <p>税務システムより出力された「ふるさと納税ワンストップ特例制度」に伴う申告特例通知書の入力対象納税義務者を母集団としてサンプリングを行い、調査を行った結果、以下の1件について申告特例通知書の入力事務に過誤が認められた。</p> <p>①納税義務者DのE地方公共団体に対する申告特例寄附金額が誤った金額で税務システムへ入力されている。</p> <p>当該事務過誤の原因は入力後の確認の漏れと考えられる。平成28年度のふるさと納税申告特例通知書の入力に係る事務フローによれば、入力担当者が入力後自ら画面の入力内容と申告特例通知書を照合し、さらに併合チェックリストとの照合を行うことになっているが、大量の課税資料の処理が必要な時期（3月、4月）において確認漏れが生じたものと思われる。</p> <p>また、ふるさと納税ワンストップ特例制度が平成27年4月に創設されたため、その課税事務が平成28年度に新たに追加されたことにより事務フローの確認が徹底していなかったことも起因していると推測される。新しく加わった事務フローについては事務過誤の生じるリスクが比較的高いため、想定される事務過誤を洗い出し、それを事前に防止、または事後的に発見するための手続きが重要になる。</p> <p>なお、これに対する改善策として、市では平成29年度における申告特例通知書のパンチ入力業務については外部委託することとしている。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>申告特例通知書入力事務のサンプル調査の結果、発見された事務過誤については、更正処理等</p>	<p>指摘のあった事務過誤については、課税額更正処理を行うとともに、入力業務の外部委託に関しモニタリングを実施することとした。また、賦課の正確性を担保するため、担当職員の手作業が介在する事務については、入力を担当する職員とは別の職員が入力内容の確認を行うこととした。</p>

の適切な対応を行うとともに、賦課の正確性を担保するため、担当職員の手作業が介在する事務については、事後的なチェックを徹底するなどの事務過誤を防止する方策を検討されたい。

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

3. 固定資産税及び都市計画税

(7) 監査の結果及び意見（指摘、意見）【課税管理課、市税事務所資産税課、市税事務所法人課】

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>②土地・家屋の非課税、減免、特例に関する事務について【課税管理課、市税事務所資産税課】（報告書P165）</p> <p>固定資産税が非課税又は減免が適用されている土地・家屋について、税務システムから出力した課税台帳（非課税の物件についても、課税物件と同じようにデータが保存されている）のデータから該当物件を抽出し、サンプルについて非課税又は減免の申請書等及び決裁文書を閲覧するとともに、非課税又は減免の理由を担当者に質問した。</p> <p>調査の結果、平成28年から非課税となった家屋について、非課税とする旨の決裁文書が無いものが1件発見された。新たに固定資産税を非課税とする際は、資産税課の課長が決裁すると規定されているが、当該家屋については決裁が行われていない。宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物であることを資産税課の担当者が現地調査により確認しているため、非課税とする処分自体は問題ない。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>固定資産税を新たに非課税とする際の課長決裁は、不正に非課税とする処理が行われなかったために重要な統制であるため、決裁漏れがないよう事務処理を徹底されたい。</p>	<p>固定資産税を新たに非課税とする際の決裁については、当該案件を担当する職員とは別の職員が漏れの有無を確認することとした。</p> <p>なお、指摘があった事例については、現地確認を行い、非課税決裁を改めて行った。</p>

平成29年度包括外部監査

監査のテーマ：市税に係る事務の執行について

第5 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見（各論）

1.1. 滞納整理事務

(7) 監査の結果及び意見（指摘、意見）【納税管理課、市税事務所納税各課】

②滞納処分の執行停止手続きについて

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>(c) 執行停止の取り消しについて【納税管理課、市税事務所納税各課】（報告書 P270）</p> <p>執行停止の後に3年が経過して滞納債権が消滅するまでに、執行停止の要件がないことが判明したときは、執行停止は取り消される必要があるところ（地方税法15条の8）、滞納処分の執行停止をした後は、全体の滞納整理事務の中での所得調査等を行うにとどまっております、執行停止事由が継続しているかどうかを確認するためのルールが明確に定められていない。執行停止後に滞納者の資力が回復しているにも関わらず、その事実が適時に把握されなければ、徴収の機会を逸するおそれがある。なお、サンプル調査において、東部市税事務所では執行停止後に担当職員の交代が行われた際、納付義務が消滅する直前の資力回復調査の結果、以前は被担保債権が多額の抵当権が設定されていた所有不動産について抵当権が抹消されていたことが判明し、執行停止の取消しが行われている案件があった。</p> <p>【指摘】</p> <p>執行停止には、その徴収に無駄な努力と時間が割かれないようにする目的や滞納繰越額を効率的に縮減する目的があるものの、執行停止事由が適時に把握されなければ、徴収の機会を逸するおそれがあることから、執行停止後にその要件が継続して満たされているかどうかの検証時期やその方法について、事務マニュアル等での明確化を図りたい。</p>	<p>平成30年3月の「市税滞納処分の執行停止に関する取扱い基準」の改定において、「処分停止の事後調査」に係る記述を追加し、処分停止（地方税法第15条の7第5項によるいわゆる即時消滅を除く）をした滞納者については、処分停止後3年以内又は時効期間満了前に、停止の要件に該当する事実の有無を確認する事後調査を行うことを明確化するとともに、市税事務所納税各課への周知を行った。</p>